

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 8月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）レベル検出器（高/低用）点検において、部品変形による接点動作不良が認められたため、当該計器を交換	D	
2	1号機	中央操作室現場監視用TVモニタ画面の一部に映像不良が認められたため、当該カメラ及び伝送装置を点検・修理	D	
3	1号機	所内ボイラ保管用窒素ポンベ建屋のポンベ圧力変換器接続部より窒素ガスのリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	1号機	所内ボイラ保管用窒素ポンベ建屋の窒素ガス供給圧カスイッチ接続部より窒素ガスのリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	復水給水系酸素注入装置酸素ガスポンベ（B系）出口弁（3台）の接続部より酸素ガスのリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	4号機	原子炉隔離時冷却系の定例試験において、ポンプ駆動用タービン蒸気加減弁開表示用赤ランプの点灯不良が認められたため、当該弁開閉表示装置を点検・修理	C	
7	4号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（12-37C）に「レベル高」の誤警報が発生したため、当該モニタ検出器を点検・修理	D	
8	5号機	活性炭ホールドアップ建屋換気空調系冷水ポンプシール水配管接続部より水のリーク（鉛筆の芯約1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	5号機	廃棄物処理建屋換気空調系主排風機（B）に「風量低」の誤警報発生及び予備機の自動起動が認められたため、当該排風機の風量検出スイッチを点検・修理	D	
10	5号機	主タービンリフトポンプ（H）定例試験において、出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	5号機	タービン補機冷却系配管と消火系配管との連絡配管に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
12	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）室ドレンファンネルに接続されている空気圧縮機（C）ドレン配管の接続部に外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	5号機	タービン建屋低圧復水ポンプ室内機器ドレンファンネルに流入している排水配管のドレン弁（3台）にシートリークの可能性が認められたため、当該弁（3台）を点検し、シートリークしている弁を修理	D	
14	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）始動用空気配管の始動用電磁弁（C、D）付近に腐食が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
15	5号機	タービン建屋1階西側廊下北部天井付近設置の電線管に腐食が認められたため、当該電線管を点検・修理	D	
16	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）室ドレンファンネルに接続されている空気圧縮機（D）ドレン配管の接続部に外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	5号機	主復水器補給水流量計の計器ドレン配管及びその周辺の配管サポートに腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	集中環境施設	中央操作室廃液乾燥固化系貯槽（B）監視用TVモニタ装置の画面に映像不良が認められたため、当該モニタ装置を点検・修理	D	
19	集中環境施設	高温焼却炉建屋内休憩所入室用退出モニタの点検記録確認中、警報設定値の設定誤りが認められたため、当該設定値を修正及び対応検討	B	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで